

ぐんま版消費者教育教材

6 相談事例 ① ワンクリック請求

群馬県 生活こども部 消費生活課

令和5年2月改訂

気を付けてほしいトラブル事例

相談事例①

ワンクリック請求のトラブル

ワンクリック請求とは

無料だと思って、動画再生ボタンや年齢確認ボタンを押しただけで、「登録完了」などの表示が出て、高額な料金を請求される。



ワンクリック請求のトラブル 概要

① ネット検索していたところ、『無料アダルト動画』と書かれたサイトが出てきたので、再生ボタンを押してみた



② すると、『登録完了』という画面になり、『お客様の端末情報を保存』『入会金10万円』と書いてあった



③ 誤操作を押したところ相手に電話が繋がり、「誤操作ではないので10万円、退会するなら3万円」と言われた



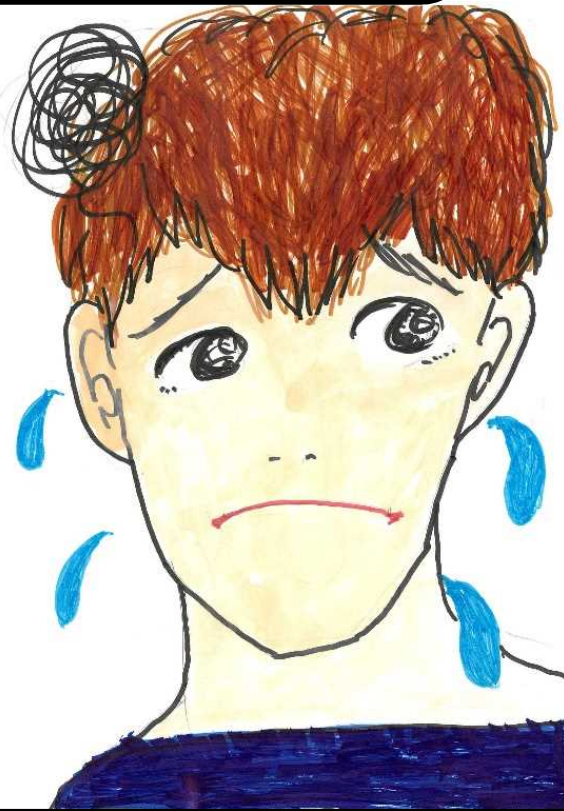
④ 指示されてプリペイドカードをコンビニで買ってウラ面の番号を教えたが、「未納料金がまだある」と何度も電話が来る



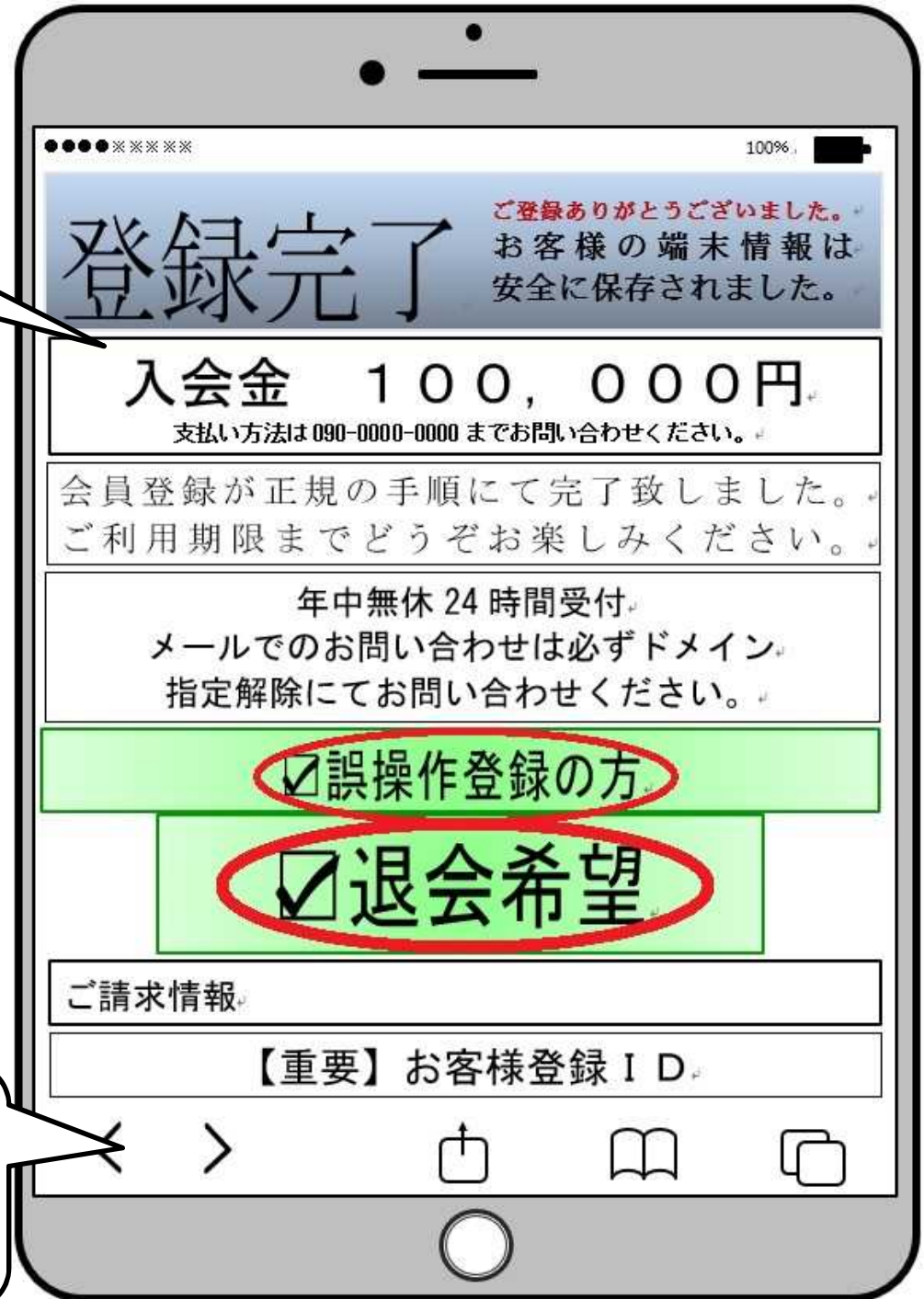
ロールプレイで確認しよう
アダルトサイトなどのワンクリック請求の手口

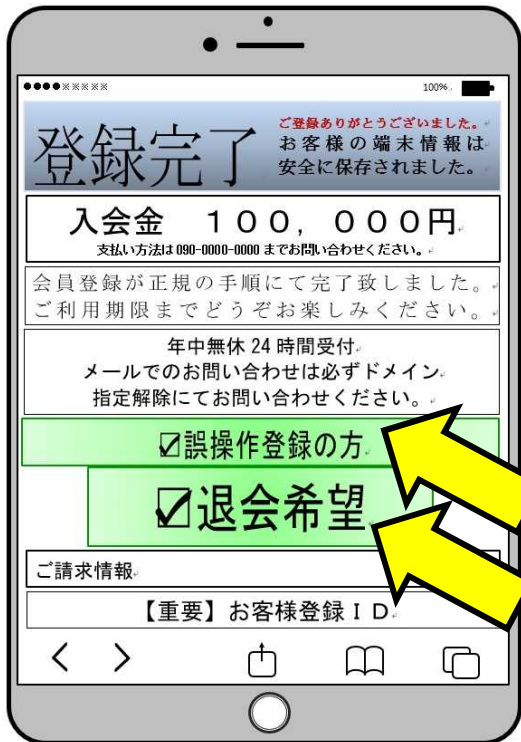


無料だと
思ったのに!



自分のこと
全部知られている?!





誤操作や 退会希望を押すと、
電話やメールが相手に届きます。すると…

利用規約に同意して登録している。
入会金を支払わないとやめられない！
払わないと裁判だ！！

おまえの名前、住所、
勤務先も知っているぞ！！





何度も何度も
電話が来る
どうしよう～

ワンクリックで請求が来たら…

お金を払う？ 無視する？

商品やサービスを売りたい人と買いたい人
意思が合致しない

<買いたい人>



無料で

動画を見る



<売りたい人>



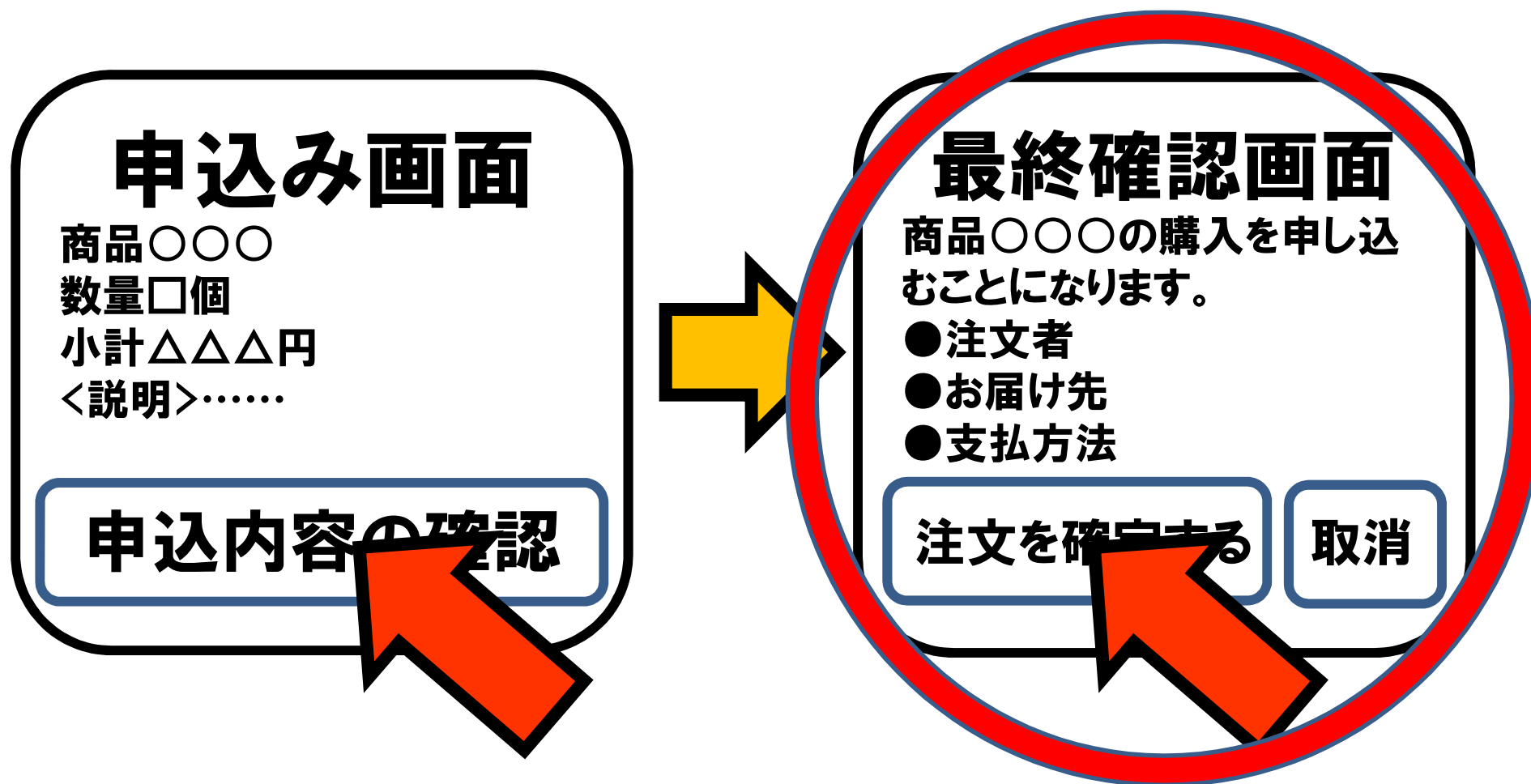
10万円で

動画を見せる

契約は成立
しない

インターネット通販では

契約するときに「確認の画面」が必要です。



「無視」してもよい理由

「ワンクリック請求」は

確認画面がなく

契約として成立していない

からです。

ワンクリック請求のトラブル

- ◆ 無料だと思って動画再生ボタンをクリックしたら、突然「登録完了」などの画面になり料金を請求される。
- ◆ 「無料」のキーワードでサイト検索をしても無料サイトとは限らない。
- ◆ 「退会はこちら」「誤操作の方はこちら」等の案内に連絡すると、個人情報を出された上、料金も請求される。

ワンクリック請求のトラブルにあわないために

- ◆ 請求画面に連絡先が書いてあっても、電話やメールで連絡しない。
- ◆ 支払わない。
- ◆ 請求画面がPCやスマホ画面に張り付いた場合は、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）のHPで対処法を確認。
<http://www.ipa.go.jp/security/>



画像引用元・出典：国民生活センターHP

「プリペイドカードを 買ってきて」は詐欺!

※この詐欺は、お金のやり取りが簡単で、
お金のやり取りが簡単で、
お金のやり取りが簡単で、

少しでもおかしいと思ったら、
消費生活相談窓口へご相談ください。

消費生活ホットライン **188** (国産なし)

※このホットラインセンターへの
相談は無料です。

消費生活センター
消費生活センター

消費生活センター
消費生活センター



プリペイドカードの台紙の裏面にも注意書きがあります



電話やメールで**請求された料金**などを支払うために、
ギフト券を購入していませんか？
その場合、**詐欺**の可能性が**あります**。
警察・消費者ホットライン(Tel. 188)に連絡してください



プリペイドカードの裏面にも注意書きがあります

電話やメールで**請求された料金**などを支払うために、ギフト券を購入していませんか？
その場合、**詐欺**の可能性が**あります**。**警察・消費者ホットライン(Tel. 188)**に連絡してください。

コンビニ名

店舗名

住所

電話番号

振込した年月日

インターネットショッピング払込領収書

お客様控え

知らない人の名前 _____ 様

¥ 300,000 -

ネット通販会社の名前

ネット通販会社の電話番号

払込番号

0123-456-789-0123

振込した年月日

コンビニのレジで
払込番号を伝える
ように指示される。
通信販売の商品代金
として、アダルトサイト代金
を払わせる手口。

【解説】

6 相談事例① ワンクリック請求

①3頁 「ワンクリック請求」

ワンクリック請求のトラブルは、年齢、性別問わず発生しています。占いサイトや漫画サイトなどから急にアダルトサイトに接続されてしまいワンクリック請求のトラブルにあった方も多くいます。アダルトサイト閲覧の意思とは関係なくトラブルに巻き込まれることも多く、恥ずかしながら相談してください。

②8頁 「ワンクリックで請求が来たら お金を払う？ 無視する？」

「無視」してよいと知っていても、多くの方がその理由までは知りません。仕組みや理由を理解することで、慌てずに対処できるようになります。

③9頁 「インターネット通販では契約するときに「確認の画面」が必要です」

インターネット通販で消費者が申込みを行う前に、「注文内容確認画面」など、申込み内容を最終的に確認できる画面の用意がされていない場合は、消費者が契約内容を誤解して申込み（事例では有料サイトの登録になると思わず、動画再生ボタンを押した）しても、消費者側の申込みは無効となる（電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律）ため、金銭の支払い義務はないと考えられます。逆に確認の画面があれば、契約が有効に成立する可能性が高いため、消費者もしっかり最終確認画面の内容を確認する必要があります。

④12頁 「IPA」

IPAとは「独立行政法人情報処理推進機構」のことです。

IPAのホームページではワンクリック請求の対策や請求画面の削除方法が紹介されています。

IPAでは「情報セキュリティ安心相談窓口」を開設しており、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対し、電話やメール、FAXや郵送で相談を受け付けし、アドバイスを行っています。

●URL <http://www.ipa.go.jp/security/>

●電話:03-5978-7509 受付時間10:00~12:00/13:30~17:00

土日祝日・年末年始は除く

(※新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言等によって、電話相談窓口が停止している場合があります。)

●メール:anshin@ipa.go.jp

●FAX:03-5978-7518

●郵送:〒113-6591 東京都文京区本駒込2-28-8

文京グリーンコート センターオフィス16階

IPAセキュリティセンター 安心相談窓口

⑤13、15頁 「支払わせる手口」

プリペイドカードを複数のコンビニから購入するよう指示したり、コンビニにおいて通信販売の料金支払いのように支払わせたりします。対面せずに、簡単にお金を受け取れる方法を指定してきます。

プリペイドカードの番号を教えると、多くの場合はすぐにお金を抜き取られてしまい取り戻すことは困難ですが、中にはカード内に残高が残っている場合もあるため、できるだけ早く警察や消費生活センター、プリペイドカード発行会社に相談することが大切です。